

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年4月1日

奈良県知事

山下 真 殿

奈良県奈良市都祁白石町1192-233

奈良東商工会

会長 松久保 英 信

奈良県奈良市二条大路南1丁目1番1号

奈良市長 仲 川 元 庸

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：中尾 昭良

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

【1】地域現状

(1) 奈良市月ヶ瀬・都祁の立地

月ヶ瀬村・都祁村は平成17年4月の行政合併により奈良市に編入された。両地区とも奈良県の東北端に位置している。

月ヶ瀬地域は、三重県、京都府と境を接し、隣接する伊賀市の経済圏にある。

紅花染めの媒染剤として用いられた烏梅の生産に由来する「月ヶ瀬梅溪」は、兼六園・奈良公園とともに大正11年に国の名勝史跡の指定第1号を受けた。

江戸末期から明治大正にかけては政治家や文人墨客が全国から訪れるという状況に至り、梅の月ヶ瀬として大いに栄えた。その後は科学染料の普及により烏梅の生産が下火になると、梅に代わって茶樹の栽培が盛んになり、奈良県でも有数の茶産地となった。

都祁地域は、標高400～500mに位置し、大和高原第1の標高を誇る貝ヶ平山を擁する。北地性植物である「すずらん」の南限地として知られ、豊かな自然に恵まれるとともに、その標高から冬期は近畿でも有数の寒冷地となる。地域の中央部を東西に走る名阪国道と、南北に走る国道369号線により、大阪・名古屋の両方にアクセスが容易で、交通の便がよく、工業団地も複数立地し、大和高原の交通の要衝となっている。



(2) 人口の動き

両地区とも人口の減少が続き、高齢化とともに一世帯あたりの構成人数が少なくなっており、その傾向は都祁地区でより一層進んでいる。

地区名	種別	平成25年 (2013)	令和5年 (2023)	令和12年(推計) (2030)
月ヶ瀬地区	人口	1,572人(100%)	1,205人(76.7%)	1,079人(68.6%)
	世帯数	501(100%)	474(94.6%)	
	世帯構成人数	3.14(100%)	2.54(81.0%)	
都祁地区	人口	5,977人(100%)	4,990人(83.5%)	4,814人(80.5%)
	世帯数	2,101(100%)	2,312(110.0%)	
	世帯構成人数	2.84(100%)	2.16(75.9%)	

※令和12年推計は奈良市時期総合計画策定基礎調査による。

【2】地域の災害リスク

・地域の災害リスク

(土砂災害リスク:ハザードマップ)

当市の防災ハザードマップによると月ヶ瀬地区は、土砂地域災害特別警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））に指定されている地域がある。また、都祁地区でも、土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ（急傾斜地））エリアが存在している。

(地震災害:J-SHIS)

当市のハザードマップによると、地震災害について、奈良盆地東縁断層帯地震、生駒断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震の4つの地震の予測震度を重ね合わせ、結果として、奈良盆地東縁断層帯地震の震度が最大となる地域が多く、市西部では、震度7が予測される。

(感染症)

新型インフルエンザは10年～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【3】商工業者の状況

- ・事業所数 463事業所（月ヶ瀬108事業所＋都祁355事業所）
- ・小規模事業者数 279事業所（月ヶ瀬65事業所＋都祁214事業所）

【内訳】

	建設業	製造業	小売・卸売業	サービス業	その他	計
月ヶ瀬	16	25	35	11	21	108
都祁	53	99	74	23	106	355

(R3奈良市統計書「統計なら」、R3奈良市統計書「統計なら」調査時経済センサスより)

【4】これまでの取組

①奈良市の取組

・奈良市地域防災計画の策定

「災害対策基本法第42条」及び「奈良市防災会議条例」に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、防災のために処理すべき業務等について定めた奈良市地域防災計画を昭和39年に策定した。その後、災害対策基本法の改正に伴い、平成26年に大幅な修正を行った。

・奈良市業務継続計画の策定

非常時において優先的に実施すべき通常業務の特定や、業務継続に必要な資源の確保・配分、指揮命令系統の明確化等について定めた計画を平成31年4月26日に策定した。

・奈良市国土強靱化地域計画の策定

大規模自然災害などが発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ、「強靱な奈良」のまちを作るための施策を令和元年12月3日に策定した。

- ・防災訓練や防災講話の実施

皆で取組む防災対策（市民が安全・安心に暮らせるまちをめざして）をテーマとして、奈良市職員が防災についての講話を実施している。

- ・防災備品の備蓄

災害発生時の初動期に即応性ある対応をするため、市内の小中学校を単位として防災倉庫を設置して災害用物資を分散備蓄するとともに、拠点備蓄倉庫を整備して災害用物資の備蓄について補完している。

＜設置場所＞市内の小中学校 46ヶ所

＜主な備蓄品＞毛布、非常食、投光器セット、発電機、簡易トイレ等

＜拠点備蓄倉庫＞市内8ヶ所（市役所、西大寺ふれあい会館、防災センター、中登美ヶ丘近隣公園、古市公園、奈良市企業局研修所、都祁・月ヶ瀬行政センター）

②奈良東商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防火管理者の設置
- ・会館の防火点の実施と、消防用設備の点検
- ・会員事業所に対し、事業継続力強化計画の策定及び認定支援

2. 課題

現状では、緊急時の取組について明確な行動計画が無く、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

近年は、自然災害等が多発しており、行政をはじめ、当会と事業者間における地域ネットワークによる協力体制の構築が課題といえる。

更には、緊急時に備えた共済・保険に対する助言を行える当会職員のスキルアップも必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄及びテレワーク環境の整備の推進、リスクファイナンス対策として保険加入の必要性を周知する必要がある。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、奈良東商工会と奈良市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後は、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・被災後は、早期に事業を立て直すことができるように、各種の共済や損害保険への加入を推進する。
- ・感染症の発生時には、「国内感染者発生期」「事業所内感染者発生期」等段階を細分化し、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・奈良東商工会と奈良市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

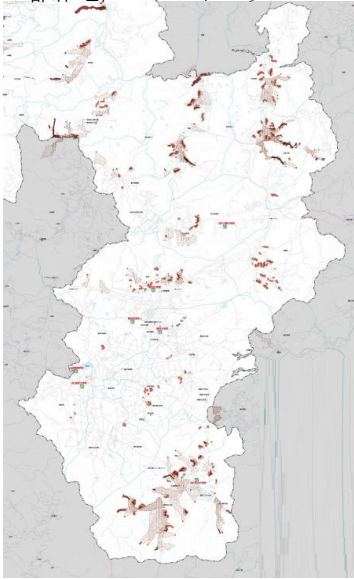
< 1. 事前の対策 >

- ・奈良東商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・今回作成する本計画書を基に、災害時に混乱なく応急対策などに取り組めるようにする。

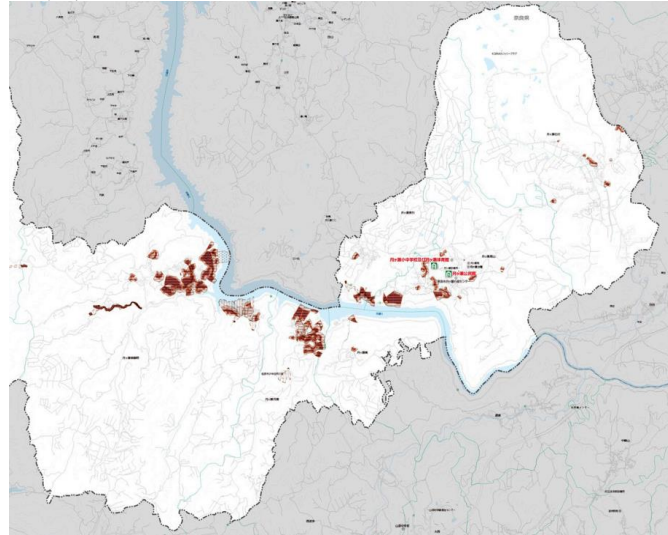
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

▼都祁地区ハザードマップ



▼月ヶ瀬地区ハザードマップ



- ・会報や奈良市広報誌、ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、虚偽の情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

- 2) 商工会、商工会議所等自身の事業継続力強化計画の作成
 - ・奈良東商工会は、令和6年度中に事業継続力強化計画の作成を目指す。
- 3) 関係団体等との連携
 - ・連携する保険会社と協定を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発やセミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 4) フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認、情報提供を行い、適宜アドバイスを行う。
 - ・当商工会と当市の担当者による意見交換会を定期的に行い、小規模事業者の取組みと状況確認や改善点等について協議を行う。
- 5) 計画に係る訓練の実施
 - ・自然災害（マグニチュード7.1の地震）が発生したと仮定し、奈良市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で奈良市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- 1) 応急対策の実施可否の確認
 - ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を奈良東商工会と奈良市で共有する。）
 - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
 - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、奈良市における感染症対策本部設置に基づき奈良東商工会による感染症対策を行う。
- 2) 応急対策の方針決定
 - ・奈良東商工会と奈良市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

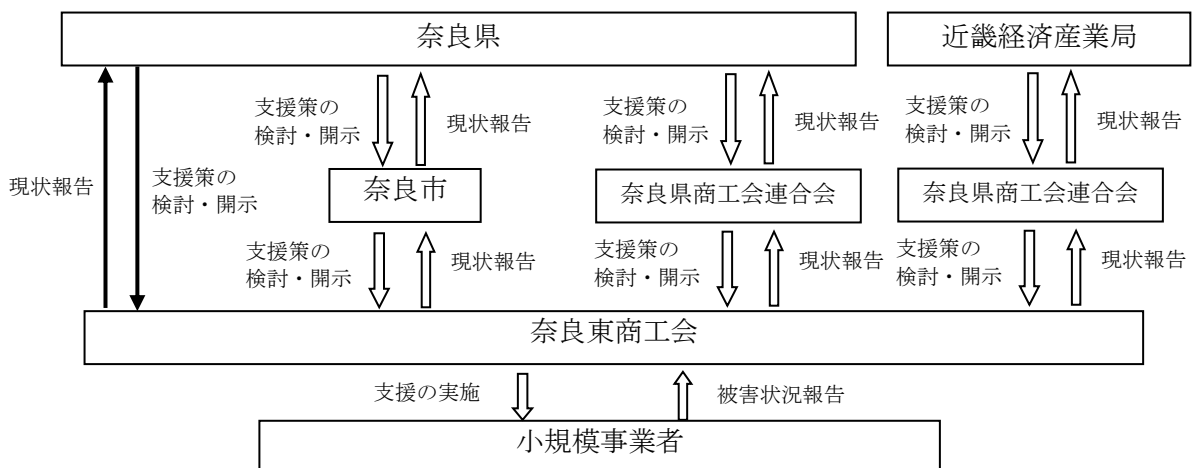
・ 本計画により、奈良東商工会と奈良市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1 週間	1 日に 1 回以上共有を行う
1 週間～2 週間	2 日に 1 回以上共有を行う
3 ヶ月以内	1 週間に 1 回以上共有を行う
3 ヶ月以降	1 ヶ月に 1 回以上共有を行う

・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、奈良市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 奈良東商工会と奈良市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 奈良東商工会と奈良市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて、奈良東商工会と奈良市より奈良県へ報告する。
- ・ 奈良東商工会と奈良市が共有した情報を、近畿経済産業局の指定する方法にて、奈良県商工会連合会と連携し、近畿経済産業局へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、奈良東商工会と奈良市が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は奈良市より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、奈良市と相談する（奈良東商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓内を設置する）

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・奈良市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、奈良市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 河合 秀朗（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①奈良東商工会

〒632-0221 奈良県奈良市都祁白石町 1192-233

Tel:0743-82-0676 / Fax : 0743-82-0585

E-mail : tsuges01@oak.ocn.ne.jp

②関係市町村

奈良市役所 奈良市観光経済部産業政策課

〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南1丁目1-1

Tel:0742-34-4741 / Fax : 0742-36-4058

E-mail:sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、奈良市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。